

## 大規模修繕工事見積参加会社公募公示

この度 2025 年 9 月上旬着工予定の大規模修繕工事実施に伴い、見積り参加会社様を広く公募いたします。  
つきましては下記の参加条件を満たす優良な施工会社様からのご応募をお待ちしております。  
本工事は、建物の維持管理上、重要且つ長く快適に住むために欠かせない工事と考えております。  
主旨をご理解の上、下記要領に沿って、期日までに応募書類提出をお願いいたします。

1. 工事概要	工事名称	シティインデックス西新井 第一回大規模修繕工事
	所在地	東京都足立区梅島3丁目30-10
	建物規模	鉄筋コンクリート造 地上11階建て 共同住宅1棟30戸 2013年12月竣工
	工事内容	共通仮設工事、直接仮設工事、下地補修工事、タイル等補修工事、シーリング工事、外壁等塗装工事、鉄部等塗装工事、防水工事、その他工事
	予定工期	2025年9月上旬～2025年12月下旬（着工準備期間1ヶ月含む）
2. 選考方式	3段階式選考：1次選考（書類審査）、2次選考（見積合わせ審査）、3次選考（ヒアリング）、総会決議	
3. 資格要件	① 資本金1億円以上 ② 首都圏地区で50戸以上の分譲マンション大規模修繕工事実績（元請）が直近3年間で20件以上あること ③ 直近の経営事項審査結果通知書において経営状況（Y）600点以上、社会性等（W）600点以上、総合評定値（P）建築一式800点以上、塗装800点以上、防水800点以上取得していること ④ 会社設立20年以上かつ建設業登録（特定建設業許可）を取得していること ⑤ ISO（国際標準化機構）品質9001を取得していること ⑥ 直近2年間で赤字決算がないこと ⑦ 請負業者賠償責任保険に加入しており、生産物賠償責任保険に加入できること（対人・対物） ⑧ 過去に、発注者（管理組合等）との間で追加工事等の精算の際の金銭トラブル、アフターサービス年次点検不履行、その他の契約義務違反を起こしていないこと ⑨ 会社設立後、民事再生法、会社更生法等の適用を受けていないこと（資本関係のある関連会社を含む） ⑩ 反社会勢力組織との関わり、当管理組合員との利害関係が一切ないこと（協力業者、末端作業員を含む） ⑪ 上記すべての要件に対し、虚偽・相違が無い事を証明する誓約書を応募時に提出可能なこと	
4. 応募要領	株式会社リンテグラ―級建築士事務所 コンサルタント事業部 正木宛まで、指定応募書式をEメールにて請求ください。その後、すべての請求会社様に対し、数日中に指定応募書式データを応募担当者様宛に添付返信いたします。 応募書式請求アドレス： <a href="mailto:info@rentegura.com">info@rentegura.com</a> メール件名：『会社名+シティインデックス西新井指定応募書式の請求』	
5. 提出書類	I. 誓約書（指定書式-①/押印） II. 会社案内（会社概要記載の事）+会社概要書（指定書式-②） III. 御担当者名刺（E-mail記載の事） IV. 大規模修繕工事実績書（自社書式） （直近3年間、元請・下請・物件名・工事名称・建物概要（戸数、階数、棟数）・請負代金の額を明記すること） ※3.資格要件の②に該当する物件をマーキングのこと V. 経営規模等評価結果通知書写し（直近2年分） VI. 請負業者賠償責任保険加入証書写し（有効な期間・補償内容・金額が明記されたもの） ※上記I.～VI.をファイリング（A4縦）のうえ1部を提出先①に提出のこと ※I.～VI.のPDFデータ+II.指定書式-②のEXCELデータを添付したCDを提出先②に提出のこと	
6. 提出先	締切り： <u>2024年11月5日（火）11時必着（宅配・バイク便のみ、持参不可）</u> 提出先①：〒121-0816 東京都足立区梅島3丁目30-10 管理事務所気付 シティインデックス西新井管理組合宛 提出先②：〒110-0005 東京都台東区上野1-18-9 黒門平成ビル8階 TEL03-5826-4007 FAX03-5826-4008 株式会社リンテグラ―級建築士事務所 コンサルタント事業部 正木宛 ※送付伝票に『シティインデックス西新井大規模修繕工事 応募書類在中』と記入のこと	
7. その他	・ 応募書類を基に理事会・修繕委員会にて1次選考を実施し決定する為応募会社様全てが見積参加とはなりません。 ・ 応募会社様による公募期間中の管理組合並びに（株）リンテグラ―級建築士事務所への営業活動を固く禁じます。 ・ 見積書作成に伴う費用（交通費含む）は応募会社様負担とします。 ・ 書類選考結果についての意義申立は受け付けません。 ・ 応募書類は返却いたしません。 ・ 問い合わせはFAX又はメールのみとします。	